

作成日 : 2020 年 2 月 14 日
 改訂日 : 年 月 日

安全データシート

【1. 製品及び製造者情報】

製品名 : iMASキャスト
 会社名 : YAMAKIN 株式会社
 住所 : 〒543-0015 大阪府大阪市天王寺区真田山町3番7号
 電話番号 : 06-6761-4739
 F A X 番号 : 06-6761-4743

【2. 危険有害性の要約】

GHS 分類

物理化学的危険性

・引火性液体 : 区分外

健康に対する有害性

・急性毒性 (吸入:蒸気) : 区分4
 ・皮膚腐食性及び刺激性 : 区分2
 ・眼に対する重篤な損傷 : 区分2A

又は眼刺激性

・呼吸器感作性 : 区分1
 ・皮膚感作性 : 区分1
 ・特定標的臓器毒性 (単 : 区分3 (気道刺激性)

回ばく露

ラベル要素

・表示 :



・注意喚起語 : 危険
 ・危険有害性情報 : 皮膚刺激
 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
 強い眼刺激
 吸入すると有害
 吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ
 呼吸器への刺激のおそれ

注意書き

・安全対策 : 保護手袋、保護衣、保護眼鏡を着用すること。
 ミスト、蒸気、スプレー、粉塵、ヒュームの吸入を避けること。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

- ・ 応急措置
 - : 換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。
 - : 皮膚に付着した場合、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
 - : 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 - : 吸入した場合、気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 - : 吸入した場合、呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 - : 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
 - : ばく露した時、または気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 - : 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
- ・ 保管
 - : 容器を密閉し、直射日光を避けた換気の良い場所で保管すること。
 - : 火気の近くでの保管は避けること。
- ・ 廃棄
 - : 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

【3. 組成・成分情報】

単一製品・混合の区別 : 混合物
成分及び含有量

化学物質名	化学式	濃度又は濃度範囲	CAS No.
アクリル系モノマー	—	>80%	—
光開始剤	—	<10%	—

【4. 応急措置】

- 吸入した場合
 - : 呼吸が困難な場合には、新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 - : 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 - : 呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合
 - : 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。
 - : 皮膚を流水またはシャワーで洗うこと。
 - : 皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
 - : 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
 - : 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- 眼に入った場合
 - : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 - : 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合
 - : 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 - : 医師の診断、手当てを受けること。

【5. 火災時の措置】

- 消火剤 : 泡消火剤、ハロゲン化物消火剤、乾燥砂、粉末消火剤、二酸化炭素消火剤
 特有の消火方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
 火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。
 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

【6. 漏出時の措置】

- ・ 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 関係者以外の立ち入りを禁止する。
 作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
 処理が終わるまで十分な換気を行う。
 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
 風上から作業をし、風下の人を退避させる。
 立ち去る前に、密閉された場所を喚起する。
 低地から離れる。
 適切な防護衣を着ていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
- ・ 環境に対する注意事項 : 環境中に放出してはならない。
 河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
- ・ 封じ込め及び浄化の方法／機材 : 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
 除去後、汚染現場を水で完全に洗浄する。
 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
 床面は十分に水洗する。水洗の際には必要に応じ中和する。
- ・ 二次災害の防止策 : すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

【7. 取扱い及び保管上の注意】

- 取扱い
- ・ 技術的対策 : 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
 - ・ 安全取扱注意事項 : 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 換気の良い場所でのみ使用すること。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 ミスト、蒸気、スプレー、粉じん、ヒュームを吸入しないこと。
 眼、皮膚又は衣類に付けないこと。
 飲みこまないこと。
- 接触回避 : 「10.安定性及び反応性」を参照。
 衛生対策 : 取り扱い後はよく手を洗うこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保管

- ・保管条件 : 「10.安定性及び反応性」を参照。
直射日光、高温多湿な場所を避ける。
換気のよい場所で密封保管する。
冷所（指定保管温度がある場合はその温度）及び暗所にて保管する。
- ・容器包装材料 : 消防法、毒劇法、国連輸送法規定等適用法令の定めるところに従う。
包装形態のまま、保管する。ほかの容器に移さないこと。

【8. ばく露防止及び保護措置】

管理濃度 : 設定されていない。

許容濃度 :

成分	化学式	日本産業衛生学会 (2019年版) mg/m ³	ACGIH (2019年版) mg/m ³
アクリル系モノマー	—	—	—
光開始剤	—	—	—

設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

ばく露を防止するため、全体換気装置又は局所排気装置を設置すること。

保護具

- ・呼吸器の保護具 : 適切な呼吸器保護具を着用すること。
- ・手の保護具 : 保護手袋を着用すること。
保護手袋は不浸透性のものを用いること。
- ・眼の保護具 : 眼の保護具を着用すること。
保護眼鏡（側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）
- ・皮膚及び身体の保護具 : 適切な顔面用の保護具を着用すること。
適切な保護衣を着用すること。
必要に応じて不浸透性の保護衣（前掛け、ゴム長靴など）を用いること。

【9. 物理的及び化学的性質】

物理的状態、形状、色など

- ・形状 : 液体（透明）
- ・色 : 青色
- ・臭い : ほとんどなし
- ・臭いのしきい（閾）値 : データなし
- ・融点・凝固点 : ≤0℃
- ・沸点、初留点及び
沸騰範囲 : データなし
- ・引火点 : 182℃（—）
- ・比重（密度） : 1.07
- ・蒸発速度 : データなし
- ・燃焼性（固定、気体） : データなし

- ・ 燃焼又は爆発範囲
 - 下限 : データなし
 - 上限 : データなし
- ・ 溶解性 : 水に不溶 (アセトン等溶媒に可溶)
- ・ 蒸気圧 : データなし
- ・ 蒸気密度 : データなし
- ・ n-オクタノール / 水分配係数 : データなし
- ・ 自然発火温度 : データなし
- ・ 分解温度 : データなし
- ・ 粘度 (粘性率) : 113 mPa・s (25°C)
- ・ その他 : ※引火点は原料のものとする

【10. 安定性及び反応性】

- 安定性・反応性 : 遮光容器中保存においては、光、熱、衝撃に対して化学的に安定
- 危険有害反応可能性 : データなし
- 避けるべき条件 : 加熱、直射日光
高温の物体、火花、裸火、静電気火花
- 混触危険物質 : 強酸化剤、過酸化物質、鉄、塩基性物質、ある種の金属化合物
- 危険有害な分解生成物 : データなし

【11. 有害性情報】

- 急性毒性 : データなし

【12. 環境影響情報】

- 生態毒性 : データなし
- オゾン層への有害性 : データなし

【13. 廃棄上の注意】

- 残余廃棄物 : 焼却炉で少量ずつ焼却処理するか、又は都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託処理する。
 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
 焼却する場合は、粉塵や飛沫が飛散しないように注意して少量ずつ行う。
- 汚染容器及び包装 : 汚染容器及び包装容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去すること。

【14. 輸送上の注意】

- 国際規制
- 国連番号 : なし

品名 (国連輸送名)	:	なし
品名 (国連輸送名 英名)	:	なし
分類または区分	:	なし
容器等級	:	なし
国内規制		
・陸上規制	:	消防法、毒劇法、道路法など適用法令にて定めるところに従う。
・海上規制情報	:	該当しない
・国連番号	:	該当しない
・MARPOL 73/78 付属	:	該当しない
書Ⅱ及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質		
・航空規制情報	:	該当しない
・国連番号	:	該当しない
安全対策	:	容器に漏れや破損等のないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 容器が破損しないように水濡れや乱暴な取扱いを避けること。

【15. 適用法令】

労働安全衛生法	:	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9）
化審法	:	該当しない
化学物質管理促進法 （PRTR 法）	:	該当しない
消防法	:	第 4 類 第三石油類（非水溶性）
大気汚染防止法	:	有害大気汚染物質、優先取組物質（中央環境審議会第 9 次答申）揮発性有機化合物（法第 2 条第 4 項）（環境省から都道府県への通達）
海洋汚染防止法	:	危険物（施行令別表第 1）
水質汚濁防止法	:	指定物質（法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3）
悪臭防止法	:	特定悪臭物（施行令第 1 条）
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	:	廃棄物の有害成分・法第 2 条第 1 項第 1 号イに規定するもの（平 10 三省告示 1 号）
労働基準法	:	疾病化学物質（法第 75 条 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1）

【16. その他の情報】

化審法、毒物及び劇物取締法、化学物質排出把握管理促進法、労働安全衛生法、消防法、水道法、オゾン層保護法、農薬取締法、港則法、水質汚濁防止法、特定廃棄物輸出入規制法、下水道法、悪臭防止法、麻薬及び向精神薬取締法、航空法、船舶安全法、廃掃法、道路法、大気汚染防止法、労働基準法、じん肺法、建築基準法、土壌汚染対策法、化学兵器禁止法、ダイオキシン類対策法、高圧ガス保安法、覚せい剤取締法、海洋汚染防止法、火薬類取締法

【参考文献】

- ・職場のあんぜんサイト：厚生労働省
- ・日本産業衛生学会 許容濃度の勧告（2019年度）
- ・ACGIH – TLVs and BEIs（2019）
- ・ezADVANCE：日本ケミカルデータベース（株）
- ・ChemWatch online ChemGold
- ・原料メーカーSDS

【その他】

本製品は歯科用材料です。用途の変更や一般家庭での使用は避けてください。

注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであり特別の取扱いをする場合には、用途・用法に適した安全対策を実施してください。取扱説明書は、使用者がいつでも閲覧できるようにし、本製品の使用中止、廃棄するまで大切に保管してください。

また記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しており、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をするものではありません。

【改訂履歴】

00 2020 年 2 月 14 日 初版